

熊本市空家等対策協議会傍聴要領

制定 平成30年2月27日建築指導課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市空家等対策協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

(傍聴の手続)

第3条 一般席で傍聴しようとする者は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。

2 報道関係者席で傍聴しようとする者は、会議当日に報道受付簿に氏名及び社名を記載しなければならない。

(傍聴券)

第4条 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物を持っている者
 - (2) 看板、はり紙、プラカード、旗、メガホン等示威宣伝の用に供される物を持っている者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者
- 2 会議の議長（以下「議長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 議長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 携帯電話、ポケットベル等の通信機器は、着信音を発しない措置をとること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 議長の指示に反する行為をしないこと。

(7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第8条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年2月27日から施行する。

別記様式（第3条第1項関係）

熊本市空家等対策協議会傍聴券

年 月 日

No. _____

熊本市空家等対策協議会傍聴要領（抜粋）

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 議長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 携帯電話、ポケットベル等の通信機器は、着信音を発しない措置をとること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 議長の指示に反する行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（傍聴人に対する退場措置）

第8条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。